

特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けましょう

特定健康診査および後期高齢者健康診査を実施します。

▼対象

①40歳以上(今年度末時点)で受診時に国民健康保険に加入している方

②受診時に後期高齢者医療保険に加入している方

※年度内に人間ドック助成金を使用する予定の方は、健康診査の受診はできません。

◆集団健診

会場混雑緩和のため、午前中は指定地区の方以外は受診できません。定員の上限は午前、午後各150人となります。入場整理券は9時ごろから配付します。状況に応じて配付時間を調整する可能性があります。

大腸がん検診は事前に申し込みください。
※がん検診は国民健康保険加入者以外の方も受診できます。

◆個別健診

集団健診を受診できなかった場合や指定の日時都合が悪い場合は、個別健診の受診をご検討ください。

▼日程(別表のとおり)
▼費用(無料)

〔後期高齢者健康診査受診票に一部記載誤りがありましたので、お詫言ひして訂正します〕

▼対象(氏名の下に記載してある集団健診日程が6月20日、21日の方)

▼訂正箇所

・誤り6月20日(火)、21日(水)
・正し6月20日(木)、21日(金)

〔同時にがん検診等も実施します〕

肺がん・結核検診、大腸がん検診を実施しています(負担金あり)。

市内全域(地区指定なし)

日程	会場	対象	
		午前	午後
6月4日(火)	大網白里アリーナ (メインアリーナ) ※室内履き持参	木崎、南横川、星谷 大網(星谷、九北、福田地区) 駒込(星谷地区)、仏島(星谷地区) 富田(九北地区)	
6月5日(水)		南飯塚(わらび台を除く) 北飯塚(わらび台を除く)、柿餅、柳橋 経田(星谷地区)	
6月6日(木)			
6月18日(火)	農村環境 改善センター いずみの里	下ヶ傍示、二之袋、清水 北今泉、南今泉	
6月19日(水)			
6月20日(木)		四天木、細草、長国、北吉田 九十根、桂山	
6月21日(金)			
6月25日(火)	保健文化 センター (3階ホール)	ながた野、みずほ台、みやこ野、永田 萱野、砂田、小中、神房、池田、南玉 餅木、東駒込、駒込(星谷地区を除く) 経田(星谷地区を除く)	
6月26日(水)			
6月27日(木)			
6月28日(金)		市内全域(地区指定なし)	
6月29日(土)			
7月8日(月)		みどりが丘、季美の森南	
7月9日(火)		山口、小西、養安寺、金谷郷、大竹 仏島(星谷地区を除く)	
7月10日(水)			
7月11日(木)		大網(星谷・九北・福田地区を除く)	

第三者行為による届出

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為により治療を受ける際の費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば健康保険で治療を受けることができます。

その際には必ず市民課に連絡の上、第三者の行為による傷病届等を提出してください。

詳細は問い合わせください。

市民課国保班
☎0475(70)0334

後期高齢者健康診査について
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

がん検診検査内容等について
健康増進課成人保健・予防班
☎0475(72)8321

人間ドックの受診は大網病院で

大網病院では、がん検診、特定健診をはじめとする健診業務の充実により、市民の皆さんの健康管理・健康増進を推進しています。

中でも人間ドックの申し込みに検診機能の強化を図るため、

柔道整復師の施術を受ける方へ

柔道整復師の施術を受けた場合、治療内容が健康保険の対象にならないケースがあります。医療の適正な利用のため、負傷原因(いつ・どこで・何を)を、どんな症状があるのかを正確に伝えましょう。

＜対象となる治療内容の例＞

- ・医師や柔道整復師の判断で施術を受けた急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で、内科的原因によるものではないもの。
- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているもの(例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねって痛みが出たとき。

＜対象とならない治療内容の例＞

- ・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術。
- ・保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷等の治療中のもの。
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷。

市民課国保班
☎0475(70)0334



ふるさと納税「チョイスPay」の加盟店を募集

寄付者の方に本市に訪れていただき、市内での買い物や食事、レジャーなどを通じて本市の魅力を実感していただくため、ふるさと納税の返礼品として「チョイスPay」を導入しています。

市内でチョイスPayを利用できる「加盟店」に登録していただける事業者を募集していますので、積極的にご活用ください。

◆チョイスPayとは

加盟店での買い物や食事、レジャーなどの支払いに利用できる、地域限定の電子ポイントです。返礼品として取り扱うことが難しい飲食店、レジャー施設等でも、

加盟店に加入することでふるさと納税制度を活用しやすくなります。

※市内在住の方は、チョイスPayを利用することはできません。

▶加盟店の要件等=市内の飲食店、物産店、レジャー施設等

※地場産品以外の物が過半数を占める商品構成の店舗や、全国共通のサービスを提供する店舗は登録できません。

▶加盟店登録費用・決済手数料=無料
仕組みや加盟店登録の流れ等、詳細は問い合わせください。

企画政策課政策推進班
☎0475(70)0315



ねんきんナビ 年金額を増額できます(付加年金)

付加年金とは、一般保険料に月400円をプラスして納めると、老齢基礎年金の受給額を増額できる制度です。

※一般保険料 月額16,980円(令和6年度)

▶加入できる方=第1号被保険者(学生、自営業の方等)

※国民年金基金に加入している方や保険料の免除を受けている方は、付加年金に加入することはできません。

▶申請方法=届出用紙に必要事項を記入の上、市役所または年金事務所に提出

◆付加保険料(400円)を納めた場合の年金受給上乗せ額は「200円×付加保険料納付月数」です。

—計算例—

10年間(120月)付加保険料を納めた場合

【納付額】 400円×付加保険料納付月数
400円×10年(120月)=48,000円

【受給上乗せ額】 200円×付加保険料納付月数

年額: 200円×10年(120月)=24,000円

1年目: 24,000円

2年目: 24,000円(計48,000円)

3年目: 24,000円(計72,000円)

...

2年間で納付した保険料と同額になるのでお得です!

一般保険料と同様に付加保険料も前納すると割引があります。

	月払い	前納(現金・クレジット)	前納(口座振替)
6か月分	2,400円	2,380円(△20円)	2,370円(△30円)
1年分	4,800円	4,710円(△90円)	4,700円(△100円)

☎千葉年金事務所 ☎043(242)6320
市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336